

# 令和5年度 尼崎市文化功労賞 推薦要領

締切日 令和5年7月14日（金）

## 【推薦方法】

1. 推 薦 書 「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」による
2. 募 集 期 間 令和5年6月14日（水）～7月14日（金）＜必着＞
3. 提 出 先 尼崎市昭和通2丁目7-16（〒660-0881）  
（公財）尼崎市文化振興財団 文化課美術担当  
T E L : 06-6487-0806  
F A X : 06-6482-3503  
Eメール : bunka@archaic.or.jp

# 「尼崎市文化功労賞」表彰要綱

## 1. 目的

この表彰は、尼崎市において、文化活動に永年従事し、特に功労があった者を讃えること  
によって、市民文化の向上発展をはかることを目的とする。

## 2. 名称

尼崎市文化功労賞（以下「功労賞」という。）と称する。

## 3. 表彰基準

尼崎市において、各種文化活動に永年従事し、市民文化の向上に貢献したと認められる者  
のうちで、次の要件を満たすもの。

- (1) 文化活動に指導的立場として30年以上従事している者。
- (2) 尼崎市に居住している者又は尼崎市の会社、事業所等に勤務している者。

### 活動分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他

## 4. 選考方法

- (1) 公募（他薦に限る。）を原則とし、表彰基準に該当する者を推薦しようとする者は、別に定める  
「尼崎市文化功労賞候補者推薦書」にて申し出る。
- (2) 表彰を受ける者は、前項の候補者の中から選定する。
- (3) 市長は前項の選定にあたって、公正かつ適切に行うため、功労賞選考会の意見を聞いて決定する。
- (4) 功労賞選考会は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）により文化芸術に  
精通した5人以内の委員で組織されるものとする。
- (5) 委員の任期は2年とする。ただし再任することを妨げない。再任による任期は最長で5期10年まで  
とする。

## 5. 表彰

- (1) この表彰は、市及び財団が協働で年1回行う。
- (2) 被表彰者に、表彰状及び記念品を贈る。
- (3) 被表彰者は、3人以内とする。

## 6. 文化功労特別賞

市長は文化に関し全国的に水準の高い賞を受賞した者等で、市民文化の向上に多大な貢献をした者  
に対し、表彰基準の(1)の要件にかかわらず文化功労特別賞を贈ることができる。

文化功労特別賞の被表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

## 7. その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、昭和46年9月7日から施行する。

令和5年5月30日 最終改正